

海産物の電話勧誘トラブル

「北海道の支援のために海産物を買ってほしい」という電話を受けた。「内容も良いし、損はさせない」と言われたので購入することにし、代引きで約2万円を支払ったが、届いたものを見ると、とても代金に見合わないものだった。

商品の中に「内容について疑問の方は返品もクーリング・オフもできる」と案内があったため、業者に電話して返品と返金を求めたところ了承された。

ところが、返品してから2週間以上たっても、いまだに返金がなく、とうとう業者が電話に出なくなった。

【トラブルにあわないために】

・少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう

「日本の海産物が海外で売れなくて困っている」など、消費者の善意・同情心に付け込む手口が増えているようです。少しでも「おかしい」と感じたらきっぱりと断りましょう。

・業者からの電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。

業者から電話で案内してきた品物の購入を承諾してしまっても、8日以内なら書面等によりクーリング・オフ(※)を行うことが可能です。

※一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度

・一方的に商品が届いても受け取らない！支払わない。

「購入しない」と断っているのに一方的に送ってきた場合は、受け取りを拒否できます。送り主の名称や所在地をメモするなどしてから、代金は支払わないで、引き取ってもらいましょう。

もしもお金を払って受け取ってしまった場合でも、一方的に送り付けられた場合は業者に返金を請求することができます。



◎おかしいと思ったとき、不安なとき、トラブルになったときの相談先

* 最寄りの消費生活センターへ⇒消費者ホットライン：「188 (いやや!!)」番

* 警察へ⇒警察相談専用電話：「#9110」番